

沙流川水系河川整備基本方針(案)の骨子

1. 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(1) 流域及び河川の概要

(概要)

- ・ 水源から河口までの概要
- ・ 幹川流路延長、流域面積、流域の土地利用
- ・ 北海道日高地方西部における社会・経済・文化の基盤をなし、北海道東部との交通の要衝、流域内は森林資源などに恵まれ、近年ではトマトや軽種馬の全国有数の産地
- ・ 河床勾配が約1/50～1/700の急流河川
- ・ 流域の地質、年間降水量

(流域の自然環境)

- ・ 上流部は、原生林も多く残る森林地帯の渓谷を流下
- ・ 中流部は、河岸段丘の発達が顕著で、瀬と淵が交互に分布
- ・ 下流部は、河岸にヤナギ等が分布するほか、北海道の太平洋沿岸のみに分布しているシシャモの産卵床となっている

(災害の歴史と治水事業の沿革)

- ・ 昭和9年に額平川合流点から河口までの部分的な低水路工事に着手
- ・ 昭和25年に平取地点の計画高水流量を3,900 m³/sと決定
- ・ 昭和37年8月及び昭和50年8月洪水並びに氾濫域内人口及び資産の増大にかんがみ、昭和53年3月に工事实施基本計画を改定

(平取 基本高水のピーク流量5,400m³/s、計画高水流量3,900m³/s)

- ・平成11年12月に、河川整備基本方針を策定
(平取 基本高水のピーク流量5,400m³/s、計画高水流量
3,900m³/s)
- ・平成15年8月の洪水では、観測史上最大の大雨により、計画高水流量を大きく超える大洪水が発生し、社会及び地域経済に甚大な影響を与えたことから、河川整備基本方針を改定

(河川水の利用)

- ・開拓農民による農業用水の利用に始まり、現在は約2,400haに及ぶ耕地のかんがいに利用
- ・水力発電、水道用水等

(水質)

- ・近年、BOD75%値は環境基準値を満足

(河川の利用)

- ・高水敷は採草放牧地等として広く利用、市街地付近においては広場・公園・緑地などが整備
- ・水面を利用した地域文化と関わりの深いイベントの開催

(2) 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

(治水、利水、環境の総合的な方針)

- ・治水、利水、環境に関する施策を総合的に展開
- ・水源から河口まで水系一貫した基本方針に基づく
- ・段階的な整備を進めるにあたり目標を明確にして実施
- ・健全な水循環系の構築を図るため流域一体となった取り組みを推進
- ・河川の有する多面的機能を十分発揮できるよう維持管理を適切に行う

ア．災害の発生防止又は軽減

(流域全体の河川整備の方針)

- ・流域内の洪水調節施設により洪水調節を行うとともに、河川環境の保全等に十分配慮しながら堤防の新設、拡築及び河道

掘削等を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる

- ・掘削による河積の確保にあたっては、河道の維持、河川環境に配慮して実施
- ・関係機関と連携・調整を図りつつ、必要に応じて内水被害軽減対策を実施

(河川管理施設の管理、ソフト対策)

- ・河川管理施設の機能の確保及び施設管理の高度化、効率化
- ・河道内樹木の適正な管理
- ・情報伝達体制の充実等の総合的な被害軽減対策
- ・本支川及び上下流間バランスを考慮し、水系一貫した河川整備を行う

イ．河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

(河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持)

- ・今後とも関係機関と連携して広域的かつ合理的な利用の促進を図るとともに、必要な流量を確保するよう努める
- ・情報伝達体制の整備と水融通の円滑化などを関係機関及び水利使用者等と連携して推進

ウ．河川環境の整備と保全

(河川環境の整備と保全の全体的な方針)

- ・多様な動植物の生息・生育環境の保全に努めるとともに、流域に伝わる文化の継承に配慮
- ・河川環境の整備と保全が適切に行われるよう、空間管理等の目標を定め、地域と連携しながら川づくりを推進

(動植物の生息地、生育地の保全)

- ・水域から陸域へ徐々に移行する多様な生態系を育む良好な河川環境の保全・形成
- ・サクラマス等が上流域まで遡上していることから、魚類等の生息環境の保全に努める。さらに、モニタリング及び河道の適切な管理等により、下流部におけるシシャモの産卵床の保全に努める。

(良好な景観の維持、形成)

- ・ 軽種馬の放牧地など日高地方の特徴的な周辺景観と調和した水辺景観の維持、形成

(人と河川との豊かなふれあいの確保)

- ・ 生活の基盤や歴史、文化、風土を形成してきた沙流川の恵みを活かしつつ、自然とのふれあい、トライアスロンなどの河川利用、環境学習の場等としての整備・保全を図る

(水質)

- ・ 現状の良好な水質を維持するため、下水道等の関連事業や関係機関との連携・調整、地域住民との連携を図る

(河川敷地の占用及び工作物の設置、管理)

- ・ 治水、利水、河川環境との調和を図る

(モニタリング)

- ・ 環境に関する情報収集やモニタリングを適切に行い、河川整備や維持管理に反映

(地域の魅力と活力を引き出す河川管理)

- ・ 河川に関する情報を地域住民と幅広く共有し、防災学習、河川の利用に関する安全教育、環境教育等の充実を図る
- ・ 住民参加による河川清掃、河川愛護活動等を推進

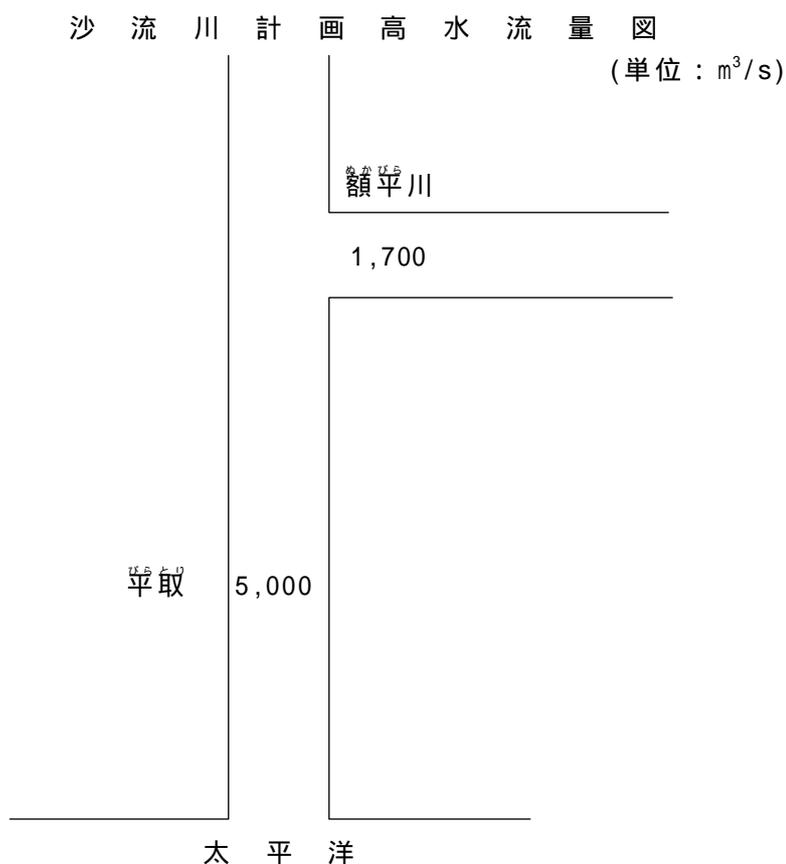
2. 河川の整備の基本となるべき事項

(1) 基本高水並びにその河道及び洪水調節施設の配分に関する事項

基本高水のピーク流量等一覧表

河川名	基準地点	基本高水のピーク流量 (m^3/s)	洪水調節施設による調節流量 (m^3/s)	河道への配分流量 (m^3/s)
沙流川	平取	6,600	1,600	5,000

(2) 主要な地点における計画高水流量に関する事項



(3) 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

主要な地点における計画高水位及び川幅一覧表

河川名	地点名	河口又は合流点 からの距離(km)	計画高水位 T.P.(m)	川 幅 (m)
沙流川	平 取	河口から 16.0	27.98	350

(注) T.P.:東京湾中等潮位

(4) 主要な地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量に関する事項

- ・ 平取地点:利水の現況、動植物の保護、漁業等考慮して概ね 11m³/s